

大学院修士段階における「授業料後払い制度」について

2024年度より国内の大学院修士課程（博士前期課程を含む）を対象とした「授業料後払い制度」が文部科学省、日本学生支援機構により導入されました。

◆ 制度概要

国が在学中の授業料を立て替え（授業料支援金）、大学院修了後の所得に応じて後払い（返還）していく制度です。併せて生活費奨学金として月額2万円または4万円（選択可）で貸与を受けることができます。生活費奨学金のみの貸与はできません。卒業後（大学院修了後）の所得に応じて、日本学生支援機構（JASSO）に貸与総額を後払いする仕組みです。本制度を利用する場合、入学後に大学を通じて日本学生支援機構（JASSO）にも申請を行う必要があります。

<特記>

本学では、支援対象とした授業料支援金と生活費奨学金は、学期の定める期日までに満額納入していただき、日本学生支援機構（JASSO）から学生本人の口座へ振り込まれます。

◆ 本学における対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 2024年度以降に本学大学院修士課程・博士前期課程に進学した者（※）
- ・ 本人の希望に基づき、本学学生課を通じて申請を行った者
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の申し込み資格及び家計基準、学業成績基準を満たす者
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

※2024年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

- ・ 2024年度秋学期の入学者

◆ 対象額

年776,000円（半期：388,000円）を上限として大学が請求する授業料（予定）

◆ 申請期間

（e-CampusならびにMoodleに掲出します。入学後に行ってください。）

◆ 申請方法

（e-CampusならびにMoodleに掲出します。入学後に行ってください。）

◆ 注意事項

本制度は貸与であり、修了後所得に応じて日本学生支援機構に返還する必要があります。

日本学生支援機構（JASSO）貸与第一種奨学金との併用はできません。

本制度の対象は学則に定める授業料のみとなります。入学金、教育充実費、実験実習費場度の上限を上回る授業料、その他諸費については本制度の対象とはなりません。

機関保証への加入が必須となりますので、授業料支援金（授業料の立て替え）については保証料を天引きした後の額が授業料相当額となるよう貸与します。生活費奨学金については、現行の第一種奨学金と同様に月額から保証料を差し引いての貸与となります。

第一種貸与奨学金と同様に優れた業績による貸与奨学金返還免除制度の対象となります。但し 2024 年度春入学者については返還免除「内定」制度の対象とはなりませんので、こちらの希望者は通常の第一種貸与奨学金にお申込みください。

【参考】日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>

◆ お問い合わせ先

学務部学生課（町田キャンパス明々館 2 階）

TEL：042-797-3128

（開室時間：平日 9 時～17 時）